

自然公園法施行規則第 1 1 条

第24項 土地の開墾、土地の形状変更

基準引用関係整理表	
第 1 号	特別保護地区、第 1 種特別地域又は第 2 種特別地域若しくは第 3 種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
	植生の復元が困難な地域等 次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。 (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
第 2 号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
第 2 号の 2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。
第 3 号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
	ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
第 4 号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
	廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
	ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
第 5 号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
	ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
第 6 号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
第 7 号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。